

活かそう！改正労働契約法！！

昨年8月に有期雇用に関する改正労働契約法が成立し、本年4月1日には改正法全体が施行されます（既に雇い止め法理に関する規定は施行）。

今回の改正は、私たち日本労働弁護団としても悲願であったいわゆる入り口規制の導入が見送られるなど、十分に満足のものではありませんでした。また、今回の改正によって、有期契約労働者の雇用安定と待遇改善が実現されるには、まだまだ道半ばというのも事実です。

しかしながら、改正法では、不十分ではあるものの、5年を超えて更新された有期労働契約の無期転換申込権の付与、雇止め法理の法定化、有期雇用による不合理な労働条件の禁止などが定められました。これらの規定は、各労働組合においても活用し直ちに積極的な取り組みを進めることができるものです。

そこで、日本労働弁護団は、法施行前に、改正労働契約法の活用を進めるべく集会を開催し、各労働者、労働組合の方にこの新たな法律の積極的な活用方法、さらには改正法により危惧される副作用に対する対処法等に関する集会を企画致しました。

当日は、当弁護団からの報告に加え、各労働組合の皆様からも今回の改正法を活かした積極的な活用の動き（5年超を待たずに無期転換を実施させる運動、有期雇用を理由とする差別是正の取り組みなど）についてご報告いただく予定です。

多数の皆様にご参加をいただきたく、御案内申し上げます。

～・・・・・・・・～
日 時 2013年3月1日（金）
18時30分～20時00分（18時00分開場）
場 所 連合会館（旧総評会館）2階大会議室（裏面地図参照）
参加費 無 料〔事前申込要・2/22金〆切〕※事前申込がない場合、資料のご用意ができません
内 容 （予定） 1 労働弁護団からの報告・解説
2 各労働組合からの取り組みなどの報告

2013.3.1集会参加申込書

ご氏名：	（ご所属）
連絡先 〒 ご住所（自宅／所属先）	
TEL：	FAX：

【申込先】日本労働弁護団 (<http://roudou-bengodan.org>)

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内→ FAX:03-3258-6790

*この申込書をそのままFAXもしくは上記住所へ郵送でお送り下さい。